

福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱

(制定平成19年3月30日総務部長依命通達)

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。）並びに建設工事に係る調査、測量、設計及び製造・資材販売（以下「建設工事等」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和52年6月28日付け52財第192号総務部依命通達。）第5条に規定する工事等請負有資格業者名簿に登録されている者（以下「有資格業者」という。）が別表第1及び第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当した場合に、一定期間、福島県が実施する建設工事等の請負契約に係るすべての競争入札への参加を制限する措置（以下「参加資格制限」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格制限)

第2条 知事は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

2 知事が前項の規定による参加資格制限を行ったときは、対象工事等の入札を執行する本庁のグループ参事若しくは課長又は公所長（以下「入札執行権者」という）は、当該参加資格制限に係る有資格業者を入札に参加させてはならない。ただし、条件付一般競争入札の場合においては、開札日から落札者決定までの間に有資格業者が前項の規定による参加資格制限を受けているときは、落札候補者又は落札者としてはならない。

3 入札執行権者は、前項において参加資格制限に係る有資格業者を現に指名し、又は一般競争入札参加資格確認を行っているときは、入札執行前（条件付一般競争入札の場合においては落札者の決定前）に限り、当該指名通知又は一般競争入札参加資格確認を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する参加資格制限)

第3条 知事は、前条第1項の規定により参加資格制限を行う場合において、当該参加資格制限について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

2 知事は、前条第1項の規定により共同企業体について参加資格制限を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該参加資格制限について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

3 知事は、前条第1項又は前2項の規定による参加資格制限に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合に準用する。

(参加資格制限期間の特例)

第4条 有資格業者が、1つの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該各号の措置基準に定める運用期間の最も長い措置期間のものをもって措置するものとする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における参加資格制

限期間は、それぞれ別表各号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする。ただし、当初の参加資格制限期間が1か月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

- (1) 別表第1第1号から第8号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1第1号から第8号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第8号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第8号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。(次号に掲げる場合を除く。)
- (3) 別表第2第1号から第3号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第3号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- 3 知事は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に定める参加資格制限期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、参加資格制限の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に定める長期を超える参加資格制限の期間を定める必要があるときは、参加資格制限の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 知事は、参加資格制限期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で参加資格制限の期間を変更することができる。
- 6 知事は、参加資格制限期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について参加資格制限を解除するものとする。
- 7 知事は、参加資格制限期間中の有資格業者について、新たな事案により措置要件に該当し、参加資格制限を行うこととなったときは、当該参加資格制限に係る期間に、既に措置されている当初の参加資格制限期間の残存期間を加算するものとする。
- 8 第2項、第4項、第5項、及び第7項の規定の適用後の期間が24か月を超える場合は24か月とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する参加資格制限の期間の特例)

- 第5条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより参加資格制限を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第4条第2項、第4項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、別表第2第2号又は第3号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする(ただし、当該規定適用後の期間が24か月を超える場合は24か月とする。)
- (1) 県の職員が談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、県又は第三者機関の調査において、有資格業者が当該談合の事実を否認していたにもかかわらず、その後の捜査機関の捜査等により談合行為が明らかとなり、別表第2第2号又は第3号に該当したとき。
 - (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反若しくは競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)
 - (3) 別表第2第2号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。(前2号に掲げる場合を除く。)
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第

3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)

- (5) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。)

(参加資格制限期間の承継)

第6条 参加資格制限期間中の有資格業者から、合併、会社分割、営業譲渡等の組織変更により当該有資格業者の業務を承継した有資格業者は、当該参加資格制限に係る制限期間を承継するものとする。ただし、合併については、参加資格制限を受けた有資格業者の役員が、業務を受け継いだ有資格業者の役員に就任する場合又は株式の過半数を保有する場合に限るものとする。

(報告)

第7条 入札執行権者又は対象工事等を所掌する本庁のグループ参事若しくは課長又は公所長(以下「工事等執行権者」という。)は、有資格業者が、別表各号(次項に該当する場合を除く。)に該当する事実を知ったときは、様式第1号により、速やかにその旨を入札改革グループ参事に報告しなければならない。

2 工事等執行者は、県が締結した工事等の施工に当たり、工事現場等において事故が発生した場合は、様式第2-1号及び2-2号により、対象工事の主務グループ参事(又は課長)を経由のうえ入札改革グループ参事に報告しなければならない。その際は、様式第2-3号により、請負者から報告を求めるものとする。

3 県が発注する工事等以外の工事等(ただし、施工現場が県内のものに限る。)の施工に当たり、工事現場等において事故が発生した場合は、農地林業関係工事については当該工事施工箇所を所管する農林事務所長が、その他の工事については当該工事施工箇所を所管する建設事務所長が、前項に規定する報告様式により入札改革グループ参事に報告するものとする。

(審議)

第8条 入札改革グループ参事は、前条の報告を受けたときは、工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱第3条に定める本庁入札参加条件等審査委員会(以下「本庁審査委員会」という。)に対し、当該報告に係る参加資格制限を行うべき者及びその制限期間の審議を求めなければならない。

2 前項の規定は、第4条第5項及び第6項の措置を行う場合において準用する。

(参加資格制限の通知等)

第9条 入札改革グループ参事は、前条の審議の結果、第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による参加資格制限の措置が必要とされた場合は、知事の決裁を受け、様式第3-1号によりその旨を当該有資格業者に、及び様式第3-2号により有資格業者名簿の副本を置く機関に対して通知するものとする。ただし、当該有資格業者に対し通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該通知を省略することができる。

2 前項の規定は、第4条第5項、第6項及び第6条の措置を行う場合において準用する。この場合、各々の措置については、様式第4号から様式第6号までにより通知を行うものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第 10 条 工事等執行権者は、参加資格制限期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由により随意契約の相手方とする必要があるときは、あらかじめ当該工事等を所掌するグループ参事を経て、当該工事等の予算を主管するグループ参事に協議するものとする。

（下請等の禁止）

第 11 条 工事等執行権者は、参加資格制限期間中の有資格業者が、当該工事等執行権者の契約に係る工事等の下請をし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人（連帯保証人を含む。）となることを認めてはならない。

（参加資格制限に至らない事由に関する措置）

第 12 条 入札改革グループ参事は、参加資格制限措置要件に至らない事由のため参加資格制限が行われない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（苦情申立て）

第 13 条 第 2 条 1 項、第 3 条第 1 項から第 3 項まで、第 4 条第 5 項（ただし、期間の延長の場合に限る。）の措置を受け、又は前条の規定による警告又は注意喚起を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

2 前項に規定する苦情申立てに関する手続は、別に定める入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領の規定による。

（参加資格制限の公表）

第 14 条 入札改革グループ参事は、第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 4 条第 5 項及び第 6 項の措置を行ったときは、様式第 7 号により入札改革グループのホームページに掲載し、公表するものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 参加資格制限の対象となる事実行為が施行日以前に行われていた場合であっても、施行日以後に当該事実行為が明らかとなり、別表各号の措置要件に該当する場合は、この要綱を適用するものとする。
- 3 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 52 年 6 月 28 日付け 52 財第 192 号総務部長依命通達。）中第 13 条、第 13 条の 2、第 13 条の 3 を削り、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和 52 年 6 月 28 日付け 52 財第 192 号総務部長依命通達）中第 4 及び同基準別表第 1、第 2 を削る。
- 4 この要綱の施行日以前に行った前記 3 の要綱等に基づく指名停止等の措置は、この要綱の規定に基づく措置とみなす。

別表第1 事故等に基づく措置要件

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 福島県が発注する工事等(以下「県発注工事等」という。)の請負契約に係る競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、その他の入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の県への提出資料等に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 県発注工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1か月以上12か月以内 当該認定をした日から1か月以上6か月以内
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合の外、県発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から2週間以上8か月以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から1か月以上6か月以内 当該認定をした日から1か月以上3か月以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたとき。</p> <p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から2週間以上4か月以内 当該認定をした日から2週間以上2か月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置要件

措置要件	期間
<p>(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上24か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月以上24か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合) 3 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合（刑法第96条の3第1項及び同第2項に該当する場合。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上24か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為) 4 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>(廃棄物処理法違反行為) 5 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは廃棄物処理法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等) 6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人、若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団等との関係が認められるとき若しくは業務に関し、暴力的不法行為を行う等、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上24か月以内</p>

(不正又は不誠実な行為)	
7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

入札改革グループ参事

（各発注機関の長）

入札参加資格制限措置要件該当事由発生報告書

下記有資格業者について、入札参加資格制限措置要件に該当する事実があったので、福島県建設工事等参加資格制限措置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき必要書類を添えて報告します。

記

- 1 該当有資格業者
 - (1) 商号又は名称及び代表者氏名
 - (2) 所在地

- 2 入札参加資格制限措置要件に該当する事実
 - (1) 該当する措置要件（要綱別表第 第 号）
 - (2) 事実又は行為等の発生日時及び概要等
 - (3) 対応経過等

- 3 発注機関の長の意見

（必要に応じて事実関係を証する書面等を添付すること。）

速報

工事現場等における事故発生報告書

年 月 日

入札改革グループ参事

(工事等執行権者)
事務担当者 (内線)

発注工事において工事関係者事故(公衆損害事故)が発生したので、福島県建設工事等参加資格制限措置要綱第7条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。
記

事故発生日時	年 月 日 () 時 分 頃				
発生場所					
発注者					
工事名					
請負人	住所				
	氏名				
下請人	住所				
	氏名				
被災内容	氏 名	年 齢	性 別	被災の程度	負 傷 程 度
			男・女	死亡・負傷	全治 入院
			男・女	死亡・負傷	全治 入院
			男・女	死亡・負傷	全治 入院
事故内容等					

- (注) 1 この報告書は、県及び県以外の一般の発注工事に係る事故について提出すること。
 2 この報告書は、事故発生後3日以内に提出すること。
 3 この報告書には、図面・写真等の参考書類を添付すること。

工事現場等における事故発生報告書

文書記号及び番号
年 月 日

入札改革グループ参事

(工事等執行権者)
事務担当者 (内線)

_____発注工事において工事関係者事故(公衆損害事故)が発生したので、福島県建設工事等参加資格制限措置要綱第7条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事故発生月 日	年 月 日 () 時 分 頃		
2 発生場所			
3 発注者			
4 工事の概要	(1) 工事名		
	(2) 工種		
	(3) 工期	着工	竣工
	(4) 契約金額	円	
5 請負人	(1) 商号・名称		
	(2) 住所	〒	
	(3) 代表者		
	(4) 取得している建設業許可業種(一般・特定)		
	(5) 認定を受けている入札参加資格業種		
	(6) 現場代理人	氏名	事故発生時、現場に(いた。いない。)
		いない場合はその理由	
	(7) 主任技術者 (監理技術者)	氏名	事故発生時、現場に(いた。いない。)
	いない場合はその理由		
(8) 下請施工の有無	有 (県発注工事の場合、下請通知書の提出 - 有 無) 無		
6 下請負人	(1) 商号・名称		
	(2) 住所	〒	
	(3) 代表者		
	(4) 下請工事の内容		
	(5) 下請金額		
	(6) 取得している建設業許可業種(一般・特定)		
	(7) 認定を受けている入札参加資格業種		
	(8) 主任技術者	氏名	事故発生時、現場に(いた。いない。)
	いない場合はその理由		

様式 2 裏面

7 被災者 死亡 人 負傷 人 物損 円	(1) 氏名 (年 月 日生 歳 男 女)
	(2) 住所
	(3) 勤務先
	(4) 被災の程度 死亡 負傷(全治 入院)
	(5) 物損 内容 約 円
	(1) 氏名 (年 月 日生 歳 男 女)
	(2) 住所
	(3) 勤務先
	(4) 被災の程度 死亡 負傷(全治 入院)
	(5) 物損 内容 約 円
8 事故発生の経過	
9 事故発生の原因 (1)安全衛生管理の措置が適切であったか (2)労働安全衛生法及び同規則違反の疑いがあるか	
10 その他参考となる事項	
11 安全管理の程度 A 著しく安全管理義務を怠っていたと認められる。 B 安全管理上の問題が認められ、請負者が通常講ずべき安全管理の措置が不適切であったと認められる。 C 請負人の安全管理責任と作業員個人の過失を比較考慮した場合、後者によるところが大きいと認められる。	
12 公所長としての意見	

- (注) 1 この報告書は、県及び県以外の一般の発注工事に係る事故について提出すること。
この場合、工事関係者事故は、死亡した、又は医師が全治1か月以上もしくは入院2週間以上と診断した人身事故について、公衆損害事故は公衆に対する前記人身事故又は物的損害額が50万円以上の事故について、報告すること。(人身事故には、「全治までの期間」及び「入院する期間」(入院しない場合は、「入院なし」と記載)を確認できる医師の診断書を添付する。)
- 2 この報告書は、事故発生後10日以内に提出すること。
- 3 この報告書には、労働者死傷病報告書(労働安全衛生規則第97条関係様式の)写しの他に、図面・写真等の参考書類を添付すること。
- 4 下請負人・被災者等で欄に不足が生じる場合は、様式を適宜作成すること。

工事現場等における事故発生報告書

年 月 日

(工事等執行権者) 様

請負者 住 所
氏 名

印

_____発注工事において工事関係者事故(公衆損害事故)が発生したので、下記のとおり報告します。

記

事故発生日時		年 月 日 ()		時 分 頃	
発生場所					
工事名					
被災(労働)者	住 所				
	氏 名	勤務先			
	生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別
被災の程度					
事故発生状況及び原因 どのような場所で どのような作業をしている時に どのような物又は環境で どのような不安全な又は有害な状況にあって どのようにして事故が発生したか 等を詳細に記入し被災状況を 図示する					
安全管理 対策	定例的な 安全管理対策				
	事故発生当日の 安全管理対策				

(注) この報告書は、県発注工事に係る事故について提出すること。

〔 商号又は名称
代表者氏名 〕 様

福島県知事

工事等請負業者入札参加資格制限通知書

このたび、貴 様が(の) ことは、誠に遺憾であります。よって、下記のとおり入札参加資格制限を行うこととしたので通知します。今後はこのような事態が生ずることがないように十分注意してください。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに県発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

記

- 1 入札参加資格制限の期間
- 2 入札参加資格制限の理由

(注)

- 1 には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 3 には、入札参加資格制限期間の始期及び終期を記入する。
- 4 には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要、該当する措置要件等を記載する。

様

福島県知事

工事等請負業者入札参加資格制限通知書

次のとおり工事等請負業者の入札参加資格制限の措置を行ったので通知します。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに県発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

また、当該企業を含む事案において、既に指名決定を受け、指名通知を行っているものについては、当該指名取消しの通知を行い、入札参加資格確認を行っているものについては、当該入札参加資格確認取消しの措置を行ってください。

- 1 商号又は名称
- 2 代表者名
- 3 住所
- 4 登録業種
- 5 入札参加資格制限期間
- 6 入札参加資格制限理由

(注)

- 1 には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 3 には、入札参加資格制限期間の始期及び終期を記入する。
- 4 には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要、該当する措置要件等を記載する。

〔 商号又は名称
代表者氏名 〕 様

福島県知事

工事等請負業者入札参加資格制限期間変更通知書
年 月 日付け第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を通知しましたが、
このたび下記のとおり入札参加資格制限期間の変更を行ったので通知します。
記

- 1 従前の入札参加資格制限の期間
- 2 変更後の入札参加資格制限の期間
- 3 入札参加資格制限変更の理由

様式第5号（第9条第2項関係）

財第 号
年 月 日

〔 商号又は名称
代表者氏名 〕 様

福島県知事

工事等請負業者入札参加資格制限解除通知書
年 月 日付け第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を通知しましたが、
このたび、下記のとおり当該入札参加資格制限を解除したので通知します。
記

- 1 入札参加資格制限の解除を行った期日
- 2 入札参加資格制限解除の理由

〔 商号又は名称
代表者氏名 〕 様

福島県知事

工事等請負業者入札参加資格制限期間承継通知書

この度、貴社が現在入札参加資格制限期間中である から こと
に伴い、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱第6条の規定に基づき、下記のと
おり入札参加資格制限期間が承継されたので通知します。

記

- 1 入札参加資格制限の承継期間
- 2 入札参加資格制限承継の理由

(注)

- 1 には、入札参加資格制限期間中の有資格業者名を記載する。
- 2 は、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ事実を簡明に記載する。
- 3 には、入札参加資格制限の始期及び終期を記載する。
- 4 には、措置要件に該当する事実について、参加資格制限の期間中の有資格業者名、
受け継いだ業務内容、概要等を記載する。

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	
住 所	

2. 措置期間

年 月 日 ~ 年 月 日（ か月）

3. 事実概要

4. 措置理由

【入札参加資格制限措置要綱別表第 〇】

措 置 要 件	期 間

問 い 合 わ せ 先

福島県総務部入札改革グループ
 福島県福島市杉妻町2 - 16
 （電話） - -

福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表措置基準

別表第1（事故等に基づく措置要件）

措置要件	期間	運用基準	運用期間
<p>（虚偽記載） 1 福島県が発注する工事等（以下「県発注工事等」という。）の請負契約に係る競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、その他の入札前の調査資料、低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の県への提出資料等に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内</p>	<p>イ 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。</p>	12か月
		<p>ロ 工事着手後に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、請負人の瑕疵が特に大きいと認められるとき。</p>	9か月
		<p>ハ 工事着手後に請負者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、請負人の瑕疵が特に大きいと認められるとき。</p>	6か月
		<p>ニ 工事着手前に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、請負人の瑕疵が大きいと認められるとき。</p>	3か月
		<p>ホ 工事着手前に虚偽の記載事実について請負者から報告があり、請負人の瑕疵が認められるとき。</p>	1か月
<p>（過失による粗雑工事） 2 県発注工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内</p>	<p>イ 補修が不可能な場合（補修による初期の目的を達成出来ない場合）又は粗雑工事に起因し、公衆への重大な損害（死亡者の発生、公衆への広範な損害・影響等）を与えるなど、公衆への影響が極めて大きいと認められるとき。</p>	12か月
		<p>ロ 粗雑工事に起因し、公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上の医師の診断、又は物損額が50万円以上の被害）を与えたとき。</p>	9か月
		<p>ハ 会計検査院の検査又は監査委員の監査で不良工事として指摘され、手直しを命じられたとき。</p>	6か月

<p>3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工にあたり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内</p>	<p>二 完成検査で不良工事として指摘され、発注者から瑕疵担保責任に基づく修補命令を受けたとき。</p>	<p>3か月</p>
		<p>ホ 上記の他、監督員から文書による改善指示を受ける等、工事を粗雑にしたと認められるとき（発注者側の責に帰すべき場合を除く）。</p>	<p>1か月</p>
		<p>ヘ 故意に工事等を粗雑にしたと認められるとき。 （粗雑工事が複数箇所に確認される等、特に必要がある場合と認められる場合は、基準の範囲内で運用期間に資格制限期間を加算することが出来るものとする。）</p>	<p>（資格取消）</p>
		<p>イ 補修が不可能な場合又は公衆への重大な損害、若しくは影響を与え（死亡者の発生、公衆への広範な損害等）るなど、粗雑工事に起因する公衆へ影響が特に大きいと認められるとき。</p>	<p>6か月</p>
		<p>ロ 粗雑工事に起因し、公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上の医師の診断、又は物損額が50万円以上の被害）を与えたとき。</p>	<p>4か月</p>
		<p>ハ 会計検査院の検査又は監査委員の監査で不良工事として指摘され、手直しを命じられたとき。</p>	<p>3か月</p>
		<p>二 完成検査で不良工事として指摘され、発注者から瑕疵担保責任に基づく修補命令を受けたとき。</p>	<p>1か月</p>
<p>（「瑕疵が重大である」と認められる場合は原則としてイ、ロ、ハ、二に該当する場合の他、粗雑工事を原因とし、建設業法に基づく監督処分がなされた場合についても該当する）</p>		<p>（粗雑工事が複数箇所に確認される等、特に必要がある場合と認められる場合は、基準の範囲内で運用期間に資格制限期間を加算することが出来るものとする。）</p>	

<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合の外、県発注工事等の施工にあたり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 8か月以内</p>	イ 請負者の責に帰すべき事由により契約解除となったとき(不完全履行)。	8か月
		ロ 一括下請負(建設業法第22条第1項又は第2項違反)を行ったとき。	8か月
		ハ 変更、繰越等の手続きを行わない場合において、正当な理由が無く工期内に工事が完成が出来ないとき(履行遅滞)。	6か月
		ニ 監督・検査業務の執行を妨害したとき。	5か月
		ホ 工事等の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。	3か月
		ヘ 契約約款、仕様書等に基づく重要な報告(事故報告等)の提出を怠ったとき。	2か月
		ト 現場代理人の常駐義務に違反したとき。	1か月
		チ 建設業許可、経営事項審査の有効期間が失効しているにもかかわらず、県工事を請け負ったとき。	1か月
		リ 前記へに掲げる場合の他契約約款、仕様書等に基づく報告、届出等の瑕疵、遅滞、未提出が認められ、発注者の指導にもかかわらず改善しないとき。	2週間
		<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内</p>
イ 死亡(複数)	6か月		
ロ 死亡(1人)	3か月		
ハ 負傷程度	2か月		
ニ 負傷程度	1か月2週間		
ホ 物損程度	2か月		
ヘ 物損程度	1か月		

		安全管理の措置が不適切と認められるとき。	
		イ 死亡（複数）	3 か月
		ロ 死亡（1人）	1か月2週間
		ハ 負傷程度	1 か月
		ニ 負傷程度	3 週間
		ホ 物損程度	1 か月
		ヘ 物損程度	2 週間
		（ニ及びヘについては、要綱第4条第3項を適用）	
		被災者の過失が比較的大きいと認められるとき。	
		イ 死亡（複数）	1か月2週間
		ロ 死亡（1人）	1 か月
		ハ 負傷程度	3 週間
		ニ 負傷程度	文書注意
		ホ 物損程度	3 週間
		ヘ 物損程度	文書注意
		（ハ及びホについては、要綱第4条第3項を適用）	
6	一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内	安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。
		イ 死亡（複数）	4 か月
		ロ 死亡（1人）	2 か月
		ハ 負傷程度	1か月2週間
		ニ 負傷程度	1 か月
		ホ 物損程度	1か月2週間
		ヘ 物損程度	3 週間
		（イについては、要綱第4条第4項適用、ヘについては同条第3項を適用）	
		安全管理の措置が不適切	

<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>		と認められるとき。	
		イ 死亡(複数)	2 か月
		ロ 死亡(1人)	1 か月
		ハ 負傷程度	3 週間
		ニ 負傷程度	2 週間
		ホ 物損程度	3 週間
		ヘ 物損程度	文書注意
		(ハ、ニ及びホについては、要綱第4条第3項を適用)	
		被災者の過失が比較的大きいと認められるとき。	
		イ 死亡(複数)	1か月2週間
		ロ 死亡(1人)	1 か月
		ハ 負傷程度	2 週間
		ニ 負傷程度	文書注意
		ホ 物損程度	2 週間
		ヘ 物損程度	文書注意
(ハ、ホについては、要綱第4条第3項を適用)			
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内</p>	安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。	
		イ 死亡(複数)	4 か月
		ロ 死亡(1人)	2 か月
		ハ 負傷程度	1か月2週間
		ニ 負傷程度	1 か月
		安全管理の措置が不適切と認められるとき。	
		イ 死亡(複数)	2 か月
		ロ 死亡(1人)	1 か月
		ハ 負傷程度	3 週間

8 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2か月以内	二 負傷程度	2週間
		被災者の過失が比較的大きい認められるとき。	
		イ 死亡（複数）	1か月
		ロ 死亡（1人）	1か月
		ハ 負傷程度	2週間
		ニ 負傷程度	文書注意
		安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。	
		イ 死亡（複数）	3か月
		ロ 死亡（1人）	1か月2週間
		ハ 負傷程度	1か月
		ニ 負傷程度	3週間
		（イについては、要綱第4条第4項適用）	
		安全管理の措置が不適切と認められるとき。	
		イ 死亡（複数）	1か月2週間
		ロ 死亡（1人）	1か月
		ハ 負傷程度	2週間
ニ 負傷程度	文書注意		
被災者の過失が比較的大きいと認められるとき。			
イ 死亡（複数）	1か月		
ロ 死亡（1人）	1か月		
ハ 負傷程度	文書注意		
ニ 負傷程度	文書注意		

別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置要件)

措置要件	期間	運用基準	運用期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上 24か月以内</p>	<p>イ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ハ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>24か月</p> <p>21か月</p> <p>18か月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 12か月以上 24か月以内</p>	<p>(1) 県発注工事等においてし、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。</p> <p>(2) 福島県内において、業務に関し、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。</p>	<p>24か月</p> <p>18か月</p> <p>21か月</p> <p>15か月</p>

<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	<p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項及び同第2項に該当する場合。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上 24か月以内</p>	<p>(2) 福島県外において、業務に関し、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p>	<p>18か月</p>
			<p>イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p>	
			<p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。</p>	<p>12か月</p>
			<p>(1) 県発注工事等において、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>24か月</p>
			<p>(2) 県発注工事等以外(福島県内)の工事等において有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>21か月</p>
			<p>(3) 県発注工事等以外(福島県外)の工事等において有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>18か月</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	<p>4 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法(昭和24年法律第100号)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内</p>	<p>(1) 県発注工事において、建設業法に違反し、下記のイからホまでに該当したとき。</p>	<p>12か月</p>
			<p>イ 建設業法に違反し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
			<p>ロ 建設業法に違反し、許可</p>	<p>9か月</p>

	の取消処分（許可要件の喪失による場合を除く）を受けたとき。	
	ハ 建設業法に違反し、監督官庁から15日以上の営業停止処分を受けたとき。	6か月
	ニ 建設業法に違反し、監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。	4か月
	ホ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。	3か月
	(2) 福島県内において、下記のイからホまでに該当したとき。	
	イ 建設業法に違反し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6か月
	ロ 建設業法に違反し、許可の取消処分（許可要件の喪失による場合を除く）を受けたとき。	4か月
	ハ 建設業法に違反し、監督官庁から15日以上の営業停止処分を受けたとき。	3か月
	ニ 建設業法に違反し、監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。	2か月
	ホ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。	1か月
	(3) 福島県外において、下記のイからハまでに該当したとき。	
	イ 建設業法に違反し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3か月
	ロ 建設業法に違反し、許可の取消処分（許可要件の喪失による場合を除く）を受	2か月

<p>(廃棄物処理法違反行為)</p> <p>5 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは廃棄物処理法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上 12か月以内</p>	<p>けたとき。</p> <p>八 建設業法に違反し、監督官庁から営業停止処分を受けたとき。</p>	1か月
		<p>(1) 県発注工事等に関して廃棄物処理法に違反し、下記のイからホまでに該当したとき。</p>	
		<p>イ 廃棄物処理法に違反し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	12か月
		<p>ロ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から許可取消の処分（但し、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く）を受けたとき。</p>	9か月
		<p>ハ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、90日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p>	6か月
		<p>ニ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、60日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p>	4か月
		<p>ホ 産業廃棄物処理法に違反し、改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。</p>	3か月
		<p>(2) 福島県内において、下記のイからホまでに該当したとき。</p>	
		<p>イ 廃棄物処理法に違反し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	6か月
		<p>ロ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から許可取消の処分（但し、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く）を受けたとき。</p>	4か月
<p>ハ 廃棄物処理法に違反し、</p>	3か月		

			監督官庁から、90日間の事業停止命令の処分を受けたとき。	
			二 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、60日間の事業停止命令の処分を受けたとき。	2 か月
			ホ 産業廃棄物処理法に違反し、改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。	1 か月
			(3) 福島県外において、廃棄物処理法に違反し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 か月
(暴力的不法行為等)				
6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人、若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に営を支配している者(以下「有資格業者等」という。)が、暴力団等との関係が認められる若しくは業務に関し、暴力的不法行為を行う等、工事等負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から	1 か月以上	イ 有資格者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。	2 4 か月
		2 4 か月以内	ロ 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げる行為(以下「暴力的不法行為等」という。)を行ったと認められるとき。	1 8 か月
			ハ 有資格業者等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等(以下「暴力団等」という。)に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。	1 8 か月
			二 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。	1 2 か月

		ホ 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。	12か月
		ヘ 有資格業者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。	9か月
		ト 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。	9か月
		チ 有資格業者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。	9か月
		リ 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	6か月
		又 上記を除くほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員、使用人若しくは実質的に経営に参加し若しくは経営を支配している者が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。	3か月
		ル 県工事等の施工にあたり、暴力団等から不当介入を受けながら、県への報告及び警察への届出を怠ったとき。	1か月
(不正又は不誠実な行為)			
7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内	(1) 業務に関し、脱税の容疑により税務当局から告発され、検察当局から逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 県発注工事等において、下記のイからチに該当し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	6か月

<p>イ 業務に関する法令違反により有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	1 2 か月
<p>ロ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	6 か月
<p>二 談合情報が寄せられた場合において、県又は入札制度等監視委員会の事情聴取に応じない等、不誠実な行為があったとき。</p>	3 か月
<p>ホ 正当な理由が無く落札決定後に契約を辞退し、若しくは有資格業者の過失により入札手続を大幅に遅延させる等、著しく信頼関係を損なう行為があったとき。</p>	2 か月
<p>へ 県元請下請適正化指導要綱に基づく発注機関からの指導等を受けたにもかかわらず、従業員又は下請業者若しくは資材業者に対し、正当な理由が無く賃金、下請代金又は資材代金の不払いがあったとき。</p>	2 か月
<p>ト 低入札価格調査に関し、事情聴取に応じないとき、若しくは、下請業者、資材購入先等への不適正な履行等があったとき。</p>	2 か月
<p>チ 参加資格制限期間中の有資格者を下請負人として使用したとき（既に下請契約締結後の下請負業者が入札参加資格制限を受けたときを除く。）。</p>	1 か月
<p>(3) 福島県内において、業務に関する法令違反により下記のイ又はロに該当し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>イ 業務に関する法令違反により、有資格業者である個人、有資格業者である法人</p>	6 か月

8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であるとき。	当該認定をした日から	の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
		□ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3 か月
		(4) 福島県外において、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3 か月
		(1) 福島県内における違反行為において下記のイ又は口に該当したとき。	
		イ 懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。	6 か月 ～ 9 か月
		□ イに該当する場合の他、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。	3 か月
		(2) 福島県外における違反行為において下記のイ又は口に該当したとき。	
		イ 懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。	4 か月
		□ イに該当する場合の他、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。	1 か月

なお、この措置基準に規定のない事案については、各措置要件に定める期間の範囲内において、本庁入札参加条件等審査委員会における審議を踏まえ運用、措置するものとする。